

長崎県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要領

第1 目的

ウイルス性肝炎は、自覚症状がほとんどなく、持続的な感染によって肝硬変肝がんへと移行する可能性がある。そのため、B型及びC型肝炎ウイルス検査における陽性者に対して初回精密検査受診費用の助成及びウイルス性慢性肝炎患者や肝硬変、肝がん患者に対する定期検査の費用を助成し、受診勧奨等のフォローアップの充実を行うことにより早期治療に結びつけ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は長崎県とする。

第3 対象者

この事業の対象者となる者（以下、「対象者」という。）は、長崎県内に住民登録している者で、次に掲げる各号の要件のいずれにも該当する者とする。

1 初回精密検査

以下、全ての要件に該当する者

- (1) 保健所、市町又は委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検査若しくは職域で実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）、母子保健法に基づき市町が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦検診の肝炎ウイルス検査」という。）及び手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。）において、陽性と判定されてから1年以内の者
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- (3) 第8に掲げるフォローアップに同意した者

2 定期検査

以下、全ての要件に該当する者

- (1) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- (3) 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者
- (4) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者
- (5) 第8に掲げるフォローアップに同意した者

第4 助成内容及び助成回数

1 助成内容

(1) 助成の範囲

対象者が肝疾患専門医療機関において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を助成する。

(2) 助成額

第3の2に該当する者については、1回につき、アに規定する額からイに規定する自己負担額限度額を控除した額とする。

ア 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該治療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

イ 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲又は乙に該当するかについては、第7の2(2)により申請者から提出された課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

(別表) 定期検査費用の助成における自己負担限度額表

		自己負担限度額 (1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円

2 助成回数

(1) 初回精密検査

対象者一人につき1回

(2) 定期検査

対象者一人につき年度2回(初回精密検査を含む)

第5 対象となる検査内容

1 初回精密検査

次に掲げる血液検査及び腹部超音波検査の両方を、同一の医療機関で受診することとする。ただし、これらの検査が複数の日にわたる場合において、検査日が1ヶ月以内の期間に属するものについては、一連の検査とみなすことができ

るものとする。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、保険適用外の検査は助成の対象とはならない。

(1) 血液検査

	B型肝炎ウイルス陽性の場合	C型肝炎ウイルス陽性の場合
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量

(2) 超音波検査(断層撮影法(胸腹部))

2 定期検査

第5の1の(1)及び(2)に掲げる血液検査及び腹部超音波検査の両方を、同一の医療機関で受診することとし、ウイルス疾患指導料も対象とする。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

また、肝硬変・肝がん(治療後の経過観察を含む)の場合は、超音波検査に代えてCT撮影またはMRI撮影も対象とする。なお、いずれの場合も造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

なお、保険適用外の検査は助成の対象とはならない。

第6 初回精密検査及び定期検査実施医療機関

長崎県肝疾患専門医療機関とする。

ただし、対象者が県外の医療機関において受診する場合は、県外の肝疾患専門医療機関で初回精密検査及び定期検査を受診しても差し支えない。

第7 費用の請求及び支払い

1 初回精密検査

(1) 保健所、市町又は委託医療機関の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

① 対象者は、長崎県肝炎ウイルス検査費助成申請・請求書(様式1-1)に、

次項に掲げる添付書類を添えて、対象者の住所地を所管する保健所を経由の上、長崎県地域保健推進課へ申請する。(長崎市、佐世保市の対象者は直接長崎県地域保健推進課へ申請する。)

② 添付書類

ア 医療機関の領収書

イ 診療明細書

ウ 肝炎ウイルス検査の結果通知書等(可能な限り添付)

(2) 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

- ① 対象者は、長崎県肝炎ウイルス検査費助成申請・請求書(様式1-1)に、次項に掲げる添付書類を添えて、対象者の住所地を所管する保健所を経由の上、長崎県地域保健推進課へ申請する。(長崎市、佐世保市の対象者は直接長崎県地域保健推進課へ申請する。)

なお、長崎県は対象者からの請求に職域検査証明書(様式1-2)の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、様式1-3により医療機関に照会を行い、及び医療機関から回答を受けることができる。

② 添付書類

ア 医療機関の領収書

イ 診療明細書

ウ 肝炎ウイルス検査の結果通知書等(可能な限り添付)

エ 職域検査証明書(保有している場合)

(3) 妊婦検診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

- ① 対象者は、長崎県肝炎ウイルス検査費助成申請・請求書(様式1-1)に、次項に掲げる添付書類を添えて、対象者の住所地を所管する保健所を経由の上、長崎県地域保健推進課へ申請する。(長崎市、佐世保市の対象者は直接長崎県地域保健推進課へ申請する。)

② 添付書類

ア 医療機関の領収書

イ 診療明細書

ウ 肝炎ウイルス検査の結果通知書等(可能な限り添付)

エ 母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し

(4) 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

- ① 対象者は、長崎県肝炎ウイルス検査費助成申請・請求書(様式1-1)に、次項に掲げる添付書類を添えて、対象者の住所地を所管する保健所を経

由の上、長崎県地域保健推進課へ申請する。(長崎市、佐世保市の対象者は直接長崎県地域保健推進課へ申請する。)

② 添付書類

- ア 医療機関の領収書
- イ 診療明細書
- ウ 肝炎ウイルス検査の結果通知書等(可能な限り添付)
- エ 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書

2 定期検査

(1) 対象者は、長崎県肝炎ウイルス検査費助成申請・請求書(様式1-4、1-5)に、次項に掲げる添付書類を添えて、対象者の住所地を所管する保健所を経由の上、長崎県地域保健推進課へ申請する。(長崎市、佐世保市の対象者は直接長崎県地域保健推進課へ申請する。)

(2) 添付書類

- ア 医療機関の領収書
- イ 診療明細書
- ウ 世帯全員の住民票
- エ ウに記載された世帯全員の市町村民税課税年額証明書((別表)甲に該当する場合)
- オ ウに記載された世帯全員分の住民税非課税証明書((別表)乙に該当する場合)
- カ 定期検査の助成に係る医師の診断書(様式2)
- キ 合算対象から除外する者の健康保険証の写し(様式1-5により市町村民税課税年額の合算対象から除外希望申請する場合)
※保険者から交付された「資格情報のお知らせ」の写し若しくは「資格確認書」の写し又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」の写し(あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDF ファイルを表示した画面の写しを含む。)でも可能。

(3) 自己負担限度額階層区分の認定に係る課税等証明書等の提出について

① 別表による自己負担限度額階層区分の甲に当たる場合、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員(以下「世帯構成員」という。)に係る市町村民税課税年額証明書を提出するものとする。一方、乙に当たる場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとする。

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者(配偶者以外の者に限る。)については、(様式1-5)による申請者からの申請に基づき、世帯構成員における市町村民税課税

年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。

② 市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

ア 平成24年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。

イ 平成30年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとする。

ウ 平成30年9月から令和2年12月までの期間に実施された定期検査における市町村民税課税年額の算定に当たっては、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。

(4) 対象者は申請の際、上記(1)、(2)及び(3)によらず、以下要件に該当する場合は、以下に掲げる書類を省略することができる。

ア 医師の診断書

以下のいずれかに該当する場合。なお、a、bについては慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く。

a 以前に同じ長崎県知事から定期検査費用の支払いを受けた場合

b 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提

出した場合

イ 世帯全員の住民票の写し、世帯全員の市町村民税課税年額証明書又は住民税非課税証明書、市町村民税額合算対象除外希望申請書

以下に該当する場合において、従前に長崎県知事へ提出した書類と同様の内容である場合。なお、いずれも同一年度内で同じ長崎県知事に対し行われる場合とする。

a 1回目の定期検査費用の助成を受けた場合

b 肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

3 支払い

長崎県地域保健推進課は、申請・請求書を受理後、給付決定者の指定口座に検査費用に係る助成金を振り込む。不承認の場合は、不承認通知書(様式3)を通知する。

第8 陽性者のフォローアップについて

1 実施方法

保健所及び市町は、下記2に規定する対象者から同意書等により肝炎ウイルス検査の前または後で本人の同意を得て、年1回以上、調査票(様式4)の送付等により医療機関の受診や診療状況を確認する。未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

医療機関の受診や診療状況が確認できたら、フォローアップ終了とする。

2 対象者

- (1) 保健所、市町又は委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検査若しくは職域の肝炎ウイルス検査、妊婦検診の肝炎ウイルス検査、手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
- (2) 初回精密検査・定期検査費用の請求により把握した肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者

附則 この要領は、平成27年 6月10日から適用する。

この要領は、平成28年 4月1日から適用する。

この要領は、平成29年 4月1日から適用する。

この要領は、平成30年 4月2日から適用する。

この要領は、令和2年 4月1日から適用する。

この要領は、令和6年 11月1日から適用する。

この要領は、令和6年 12月2日から適用する。